

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置
 - 第1節 景観計画の策定等（第7条—第10条）
 - 第2節 行為の制限等（第11条—第17条）
 - 第3節 景観重要建造物等の指定等（第18条—第23条）
- 第3章 公共事業による景観形成（第24条—第26条）
- 第4章 市民主体の景観づくり
 - 第1節 景観まちづくり協議会（第27条—第31条）
 - 第2節 地区計画等（第32条）
- 第5章 景観づくりへの支援（第33条—第35条）
- 第6章 景観審議会（第36条）
- 第7章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を図り、かつ、推進するまちづくりを行うため、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく施策その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって美しく魅力あふれる景観づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観 人を取り巻く自然並びに人の営みによる歴史及び文化の蓄積からなる視覚的な環境の総体をいう。
- (2) 景観づくり 地域の特性を活かした魅力ある景観を保全、育成又は創造するため、総合的かつ計画的な景観形成及びまちづくりを行うことをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定

する建築物をいう。

(4) 工作物 煙突その他の規則で定める工作物をいう。

(5) 建築物等 建築物及び工作物をいう。

(基本理念)

第3条 良好な景観は、美しく風格のある本市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、景観づくりに関する市民及び事業者の意識を高めるとともに、市民及び事業者が景観づくりに関して行う活動を積極的に支援するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、景観づくりの主体として、景観づくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めなければならない。

2 市民は、市が行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、建築物の建築、工作物の建設その他の土地の利用等の事業活動において、景観づくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市は、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下単に「景観計画」という。）を策定するものとする。

(景観計画において定める事項)

第8条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下単に「景観計画区域」という。）内において、次に掲げる地域又は地区を定めることができる。

- (1) 重要地域（広域的かつ連続的な景観（主要な道路、海岸、河川等に沿って広域にわたり、かつ、連続する景観をいう。以下同じ。）が形成された地域、広域的かつ連続的な景観を形成する必要があると認められる地域又は地域の土地利用の動向等からみて広域的かつ連続的な景観が損なわれるおそれがあると認められる地域で、市長が指定するものをいう。）
- (2) 特別地域（重要地域内において、建築物等の形態意匠等が景観に及ぼす影響が特に大きいと認められる地域で、市長が指定するものをいう。）
- (3) 重点地区（当該地区の市民及び事業者が主体となり、その特性を生かした独自の基準を定め、特に景観づくりを積極的に図る必要があると認めら

れる地区で、市長が指定するものをいう。)

(景観計画の策定手続)

第9条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第36条第1項に規定する白山市景観審議会（以下第4章までにおいて「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第27条第1項に規定する景観まちづくり協議会とする。

2 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書の規定により、前項に規定する団体による景観計画の策定又は変更の提案に係る一団の土地の区域の規模は、0.2ヘクタールとする。

第2節 行為の制限等

(行為の制限)

第11条 市長は、景観計画において、景観計画区域又は重要地域、特別地域若しくは重点地区のそれぞれの区域又は地域若しくは地区ごとに、良好な景観の形成のための行為の制限に関する基準（以下「景観形成基準」という。）を定めることができる。

2 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為は、景観形成基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない行為

(2) 航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令又は条例の規定により義務付けられたものの実施に係る行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める行為

(届出等)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関及び地方公共団体（法令の規定により

当該国の機関又は地方公共団体とみなされ、同項の規定が準用されるものを含む。)並びにこれらに準ずる公共的団体として市長が認めるもの(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、同項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に通知しなければならない。

- 3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、規則で定めるものとする。
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(次項第2号に該当するものを除く。)
 - (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件のたい積
 - (3) 水面の埋立て又は干拓
- 4 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
 - (3) 他の法令又は条例の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
 - (4) 規則で定める工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (5) 法第16条第1項各号に掲げる行為で、規則で定めるもの
(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(景観計画区域内における指導)

第14条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又は

した者に対し、景観づくりのために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導に当たっては、同項の行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告しようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、又は有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、法第17条第1項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(景観形成目標に対する配慮)

第17条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号まで又は第12条第3項第1号若しくは第2号に掲げる行為をしようとする者は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない場合であっても、景観計画で定める景観形成目標に配慮し、良好な景観の形成に努めるものとする。

第3節 景観重要建造物等の指定等

(景観重要建造物等の指定の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の

指定をしようとするときは、法第19条又は法第28条の規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の所有者等の変更等の届出)

第19条 景観重要建造物等の所有者、占有者又は管理者は、これらの者でなくなったとき又はその氏名若しくは住所を変更したときは、遅滞なく規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物等の所有者、占有者又は管理者は、当該景観重要建造物等が滅失し、又はき損したときは、遅滞なく規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、景観重要建造物等の原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第21条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第22条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により景観重要建造物等の管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを命じ、又は勧告しようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(指定の解除の手続)

第23条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 公共事業による景観形成

(公共事業景観形成指針)

第24条 市長は、景観形成のための公共事業に係る指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第25条 市は、公共事業景観形成指針に基づき、公共事業を実施するものとする。

(公共事業の施行者に対する助言等)

第26条 市長は、市以外のものが市内で公共事業を実施する場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、当該公共事業を施行するものに対し、公共事業景観形成指針に沿った公共事業を実施するよう助言又は要請をすることができる。

第4章 市民主体の景観づくり

第1節 景観まちづくり協議会

(景観まちづくり協議会)

第27条 市民及び事業者は、景観づくりを推進する自主的な活動を行う団体として、景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 市民及び事業者は、協議会を組織したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(景観まちづくり計画の提案)

第28条 協議会は、当該地区の良好な景観づくりを推進する計画（以下「景

観まちづくり計画」という。)を策定し、市長に提案することができる。

2 協議会は、景観まちづくり計画の策定に当たっては、景観計画との整合性に配慮しなければならない。

3 市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（以下単に「地区計画等」という。）が定められている区域において、当該地区計画等が景観計画に適合したものであるときは、景観まちづくり計画の提案があったものとみなす。

4 景観まちづくり計画に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観まちづくり協定の締結）

第29条 市長は、協議会から提案のあった景観まちづくり計画が景観計画に適合していると認めたときは、協議会と景観まちづくり協定（以下「協定」という。）を締結することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、協定を締結したときは、その内容及び区域を告示するものとする。

（協定の変更等）

第30条 協議会は、締結された協定を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 協議会は、締結された協定を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 前条第1項後段及び第2項の規定は、協定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（協定の遵守）

第31条 市民及び事業者は、協定が締結された区域において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、当該協定の内容を十分理解し、これを遵守しなければならない。

第2節 地区計画等

（地区計画等としての申請）

第32条 市と協定を締結した協議会を組織する市民及び事業者は、当該協定に係る景観まちづくり計画に定められている事項について、地区計画等として都市計画に定めるよう市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該景観まちづくり計画の内容が地区計画等に適合していると認めたときは、白山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成17年白山市条例第187号）で定める手続を行うものとする。

第5章 景観づくりへの支援

（啓発）

第33条 市は、市民及び事業者が景観づくりについて情報を交換し、学習し、又は体験する機会の確保その他景観づくりに関する啓発のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（表彰）

第34条 市長は、景観づくりに関し、特に優れた取組をしたものを表彰することができる。

（助成措置等）

第35条 市長は、景観づくりを推進するために必要があるときは、技術的な援助、助成その他の措置を講ずることができる。

2 市長は、法第81条第1項に規定する景観協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言又は指導をすることができる。

第6章 景観審議会

（景観審議会）

第36条 景観づくりを推進するため、白山市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する総合的な施策その他必要な事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第2章第2節及び第3節、第3章並びに第5章の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(白山市美しいまちづくり条例及び白山市まちなみ景観条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白山市美しいまちづくり条例（平成17年白山市条例第189号）

(2) 白山市まちなみ景観条例（平成17年白山市条例第190号）

(経過措置)

3 第7条の景観計画が策定されるまでの間、法第8条の規定により石川県が定めた景観計画のうち白山市の区域に係る部分は、白山市の景観計画とみなす。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、附則第2項第1号の規定による廃止前の白山市美しいまちづくり条例第8条第1項の規定により締結されている協定又は附則第2項第2号の規定による廃止前の白山市まちなみ景観条例（以下「旧まちなみ景観条例」という。）第8条第1項の規定により締結されている協定は、第29条第1項の規定により締結されたものとみなす。

5 第36条第1項の審議会は、旧まちなみ景観条例第10条の規定により設置された白山市まちなみ景観審議会（次項において「旧審議会」という。）を承継する。

6 施行日の前日において、旧審議会の委員である者は、第36条第4項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、

施行日の前日における旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

- 7 施行日の前日までに、旧まちなみ景観条例第9条の規定によるまちなみ景観整備事業に関する必要な技術的援助及び経費の一部に対する助成の申請を行った者の助成金については、なお従前の例による。

(白山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 白山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中

美しいまちづくり協議会委員	日額	6,000円	を
まちなみ景観審議会委員	日額	6,000円	

」

景観審議会委員	日額	6,000円	に
---------	----	--------	---

」

改める。